

【韓国】公正な経済と企業の規制に関する法整備

海外立法情報課 中村 穂佳

* 2020年12月29日、「商法」、「独占規制及び公正取引に関する法律」が改正され、「金融複合企業集団の監督に関する法律」が制定、公布された。

1 背景と経緯

文在寅（ムン・ジェイン）政権では、「社会政策及び経済政策の有機的な連携を通じて、国民生活の質の改善及び持続可能な発展を模索する」国家発展戦略である「革新的包容国家」¹を掲げて政策を進めてきた。政府は、持続可能な経済成長のため、「公正経済」を構築し、広めるために法改正・制定に向けて動いており²、2020年8月31日に商法一部改正法案³、「独占規制及び公正取引に関する法律」（以下「公正取引法」）全部改正案⁴、「金融グループの監督に関する法律案」⁵を国会に提出した。これらの法案は、それぞれ議員提出の法案と合わせた代替案⁶にまとめられ、それらは同年12月9日に国会で可決された。これによって、同月29日、商法一部改正法（法律第17764号）⁷、公正取引法全部改正法（法律第17799号）⁸が公布され、「金融複合企業集団の監督に関する法律」（法律第17800号）⁹（以下「金融複合企業集団法」）が制定された¹⁰。これら3件の改正・制定法は、「公正経済3法」、「企業規制3法」等と称される。商法一部改正法は2020年12月29日に施行され、公正取引法全部改正法は2021年12月30日及び2022年12月30日に施行される。また、金融複合企業集団法は、2021年6月30日に施行される。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年6月9日である。

- ¹ 「혁신적 포용국가란?」 혁신적 포용국가 웹사이트 <<http://www.inclusivekorea.go.kr/info1000.jsp>>; 「혁신적 포용국가」 대한민국 정책브리핑 웹사이트 <<https://www.korea.kr/special/policyCurationView.do?newsId=148855401>>
- ² 「공정경제 3법 제·개정안 국무회의 통과」2020.8.25, 공정거래위원회 웹사이트 <https://www.ftc.go.kr/www/selectReportUserView.do?key=10&rpttype=1&report_data_no=8683>; 「공정경제 3법 관련 합동 브리핑」2020.12.16, 同 <http://www.ftc.go.kr/www/selectReportUserView.do?key=10&rpttype=1&report_data_no=8878>
- ³ 「[2103355] 상법 일부개정법률안(정부)」의안정보시스템 웹사이트 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=ARC_Q2H0T0T8P3Y1B1K8L5F3S4E7I6I7R5>
- ⁴ 「[2103330] 독점규제 및 공정거래에 관한 법률 전부개정법률안(정부)」同上 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=ARC_C2O0G0T8Z3E1G1H4F0K4P5O9Z2D7Z6>
- ⁵ 「[2103312] 금융그룹의 감독에 관한 법률안(정부)」同上 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=ARC_Y2K0C0L8R3P1K1E1V2F4Z5B2M8M5M2>
- ⁶ 「[2106223] 상법 일부개정법률안(대안)(법제사법위원장)」同上 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_I2Z0I1A2F0I8S1M6U2A6Z3L8W9Q9I3>; 「[2106300] 독점규제 및 공정거래에 관한 법률 전부개정법률안(대안)(정무위원장)」同 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_E2A0J1P2K0L9T0M9O2E1R3R2L7F5B6>; 「[2106297] 금융복합기업집단의 감독에 관한 법률안(대안)(정무위원장)」同 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_K2H0X1H2Z0M8A2N3L1I3R2S1C3P3Y1>
- ⁷ 「상법(법률 제17764호)」국가법령정보센터 웹사이트 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=224883&ancYd=20201229&ancNo=17764&efYd=20201229&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>
- ⁸ 「독점규제 및 공정거래에 관한 법률(법률 제17799호)」同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=224973&ancYd=20201229&ancNo=17799&efYd=20221230&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>
- ⁹ 「금융복합기업집단의 감독에 관한 법률(법률 제17800호)」同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=225139&ancYd=20201229&ancNo=17800&efYd=20210630&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>
- ¹⁰ 商法と公正取引法は、他の改正案が国会に提出されており、2021年6月9日現在審議中である。

編、革新的成長の促進の3つである¹⁹。企業集団規律法制改善に関しては、「特殊関係人²⁰に対する不当な利益提供等の禁止」（第47条）、「循環出資²¹に対する議決権の制限」（第23条）等の規定が置かれた。法執行体系の改編については、「禁止請求等」（第108条）等の規定が置かれ、また、革新的成長促進に関しては、「一般持株会社の金融会社株式所有制限に関する特例」（第20条）等が定められた。

3 金融複合企業集団の監督に関する法律の概要

新たに制定された金融複合企業集団法は、金融複合企業集団の指定、代表金融会社の選定、金融複合企業集団の内部統制・危険管理、金融複合企業集団の健全性管理、報告・公示、経営改善計画の提出等を主な内容とするもの²²であり、本則全34か条、附則1か条から成る。

(1) 総則

この法律は、金融複合企業集団に発生する可能性のある財務・経営上の危険等を効果的に管理・監督するために必要な事項を定め、もって金融複合企業集団の健全な経営及び金融市場の安定を図り、金融消費者を保護することを目的とする（第1条）。「金融複合企業集団」とは、同一の企業集団に属する2つ以上の金融会社で構成された集団であって、本法律第5条第1項により指定された集団をいう（第2条）。「金融持株会社法」第2条第1号²³による金融持株会社及び同法第4条第1項第2号による子会社等²⁴又は韓国産業銀行²⁵、韓国輸出入銀行²⁶、中小企業銀行²⁷のいずれかの銀行が属する企業集団の金融会社には、この法律を適用しない（第3

¹⁹ 「公正거래법 전부개정안 국회 본회의 통과」2020.12.9, 공정거래위원회ウェブサイト <http://www.ftc.go.kr/www/selectReportUserView.do?key=10&rpttype=1&report_data_no=8868>

²⁰ 「同一人（自然人又は法人）と一定の関係にある者」「특수관계인」同上 <<https://www.ftc.go.kr/callPop.do?url=/jar/gonSearchView.do?key=451&dicseq=397&titl=%ED%8A%B9%EC%88%98%EA%B4%80%EA%B3%84%EC%9D%B8>> なお、現行の公正取引法施行令（大統領令第31642号）第11条において、特殊関係人の範囲が定められている。「독점규제 및 공정거래에 관한 법률 시행령 (대통령령 제 31642 호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=231647&ancYd=20210420&ancNo=31642&efYd=20210520&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

²¹ 3以上のグループ会社が循環して出資を行う（順繰りに株式を持つ）出資方式。藤原真人「『韓国』大企業集団（財閥）に対する新規循環出資の禁止」『外国の立法』No.259-1, 2014.4, p.35. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8562415_po_02590114.pdf?contentNo=1>

²² 「[보도참고] 「금융복합기업집단의 감독에 관한 법률」이 12월 9일 국회 본회의를 통과하였습니다. 정부는 대 상 기업집단의 규제 부담은 최대한 덜어주면서도 그 동안 놓쳐왔던 집단 차원의 위험이 내실있게 관리되도록 최선을 다하겠습니다。」2020.12.9, 금융위원회ウェブサイト <<https://www.fsc.go.kr/no010101/75074?srchCtgrY=&curPage=30&srchKey=&srchText=&srchBeginDt=&srchEndDt=>>

²³ 原文ママ。「金融持株会社法」第2条第1項第1号により、「金融持株会社」が定義されている。「금융지주회사법 (법률 제 17799 호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=224995&ancYd=20201229&ancNo=17799&efYd=20211230&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

²⁴ 子会社、孫会社、曾孫会社（金融持株会社に編入された他会社を含む）。

²⁵ 「韓国産業銀行法」によって設立され、産業の開発・育成、社会基盤施設の拡充、地域開発、金融市場安定その他持続可能な成長促進に必要な資金を供給、管理する。「한국산업은행법 (법률 제 17112 호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=215969&ancYd=20200324&ancNo=17112&efYd=20210325&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

²⁶ 「韓国輸出入銀行法」により、輸出入、海外投資、海外資源開発等、対外経済協力に必要な金融を提供することで国民経済の健全な発展を促進する目的で設立された銀行。「한국수출입은행법 (법률 제 17339 호)」同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=218717&ancYd=20200609&ancNo=17339&efYd=20200609&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

²⁷ 「中小企業銀行法」により、中小企業者に対する効率的な信用制度の確立を通じて、中小企業者の自主的な経済活動の円滑化及び、中小企業者の経済的地位の向上を図ることを目的として設立された銀行。「중소기업은행법 (법률 제 17112 호)」同上 <

条)。

(2) 金融複合企業集団の指定等

金融委員会²⁸は、金融複合企業集団を指定する(第5条)。金融複合企業集団は、代表金融会社を選定しなければならない(第7条)。代表金融会社は、当該金融複合企業集団について、内部統制、危険管理、健全性管理、報告・公示²⁹に関する業務等を総括する(第8条)。

(3) 金融複合企業集団の内部統制及び危険管理等

金融複合企業集団は、内部統制政策を策定し、その推進状況を定期的に評価し、点検しなければならない。また、所属金融会社の役職員が職務を遂行する際に遵守すべき基準及び手続を整備しなければならない(第9条)。金融複合企業集団は、危険管理政策を策定し、その推進状況を定期的に評価し、点検しなければならない。また、資産運用、業務遂行、又は各種取引で発生する危険を適時に認識し、評価し、監視し、及び統制する等の、危険管理のための基準及び手続を整備しなければならない(第11条)。

金融複合企業集団は、財務健全性を確保することができる水準の自己資本を備え、また、資本適正性を定期的に点検・評価しなければならない。金融委員会は、金融複合企業集団の資本適正性を定期的に評価・監督しなければならない(第14条)。

(4) 金融複合企業集団の監督

金融委員会は、必要な場合、代表金融会社に資料提出、報告等をさせ、又は必要な命令を発することができる(第17条)。代表金融会社は、金融複合企業集団の内部統制、危険管理及び健全性管理業務に関して、金融監督院³⁰長の検査を受けなければならない。金融監督院長は、検査の報告書を金融委員会に提出しなければならない。この際、この法律、金融関係法令、又はこの法律による金融委員会の規定、命令及び指示に違反した事実がある場合には、その処理に関する意見書を添付しなければならない(第18条)。

金融委員会は、金融複合企業集団の危険の現況及び管理実態を定期的に評価しなければならない(第21条)。また、金融複合企業集団の資本適正性評価又は危険管理実態評価の結果が基準に達しない場合、又は巨額の金融事故又は不良債権発生により、金融複合企業集団の財務状態が基準に達しなくなることが明白である場合には、金融委員会は、当該金融複合企業集団の代表金融会社に経営改善計画の提出を命じることができる(第22条)。

20210325&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>

²⁸ 前掲注(12)

²⁹ 「金融複合企業集団は、金融消費者の保護等のために必要な事項であって、当該金融複合企業集団に関して大統領令で定める事項を、金融委員会が定め告示するところにより、代表金融会社を通じて金融委員会に報告し、インターネットホームページ等を通じて公示しなければならない。」金融複合企業集団法第20条

³⁰ 金融委員会及び証券先物委員会(資本市場の不正取引の調査等の業務を行うために金融委員会に置かれた委員会)の指導、監督を受けて、金融機関に対する検査、監督等を行う機関。「金融委員会の設置等に関する法律(法律第18113号)」第19条、第24条